中小企業・小規模事業者等の皆様へ

働き方改革は進んでいますか?

委託事業(受託団体 令和7年度 厚生労働省 全国社会保険労務士会連合会)

事業主の皆様を無料でご支援いたします。



ワン・ストッフ

以下のお悩みや課題は 迷わずご相談ください。

- | | 時間外労働の上限規制
- ▼ 36協定の結び方
- | 年次有給休暇の取得促進
- | 活用可能な助成金
- ☑ 人手不足(人材不足)の解消
 - ※これらは相談事例の一例です。

無料個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し 課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEBセミナー を多数用意しております。

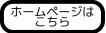
常駐相談

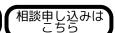
当センター内で電話相談や 来所者相談を行っています。

申込先(問合せ先) 静岡働き方改革推進支援センター

話 | 0800-200-5451 E-mail | shizuoka@workstylereform.net

受付時間 | (平日) 9:00~17:00









住所が新しくなりました

T420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2 岡県社会保険労務士会館内



静岡働き方改革推進支援センター



働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業等の 事業主を社会保険労務士が無料で ご支援します!

相談申込書

FAX O	54-	295-5703	申込日:	年 月
E-mail shi	izuok	ka@workstylere	eform.net	申込有効期限 令和8年3月6日
事務所名・所属				
ご担当者名				
ご連絡先	住所	〒 -		
	電話	()	-	
	E-mail	@)	
相談内容	□労債	動時間・年休等の労務管理	□就業規則	
(最大 2 つまで☑	□同−	-労働同一賃金	□助成金全般	
チェックして下さい)	□人₹	手不足の解消	□生産性向上に	よる賃金引上げ
	□大企業によるしわ寄せ防止 □仕事と育		□仕事と育児・☆	介護等との両立支援
	□その)他()
	自由記述	<u>k</u>		
お答えの方法	A	門家による訪問 □セン	ターへの来所	□オンライン相談

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。

希望される専門家(HP参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。